



子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）**を実施します！

1. 支給対象者（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）

①②の両方に当てはまるかた（※ひとり親世帯分の給付金を受け取ったかたを除く）

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② {
■ 令和3年度 **住民税（均等割）が非課税**のかた
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となったかた（※）

※住民税非課税相当の収入額の目安は、3ページ目を参照してください。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

3.給付金の支給手続き（支給はⅠまたはⅡのいずれか1回のみ）

Ⅰ. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税のかた

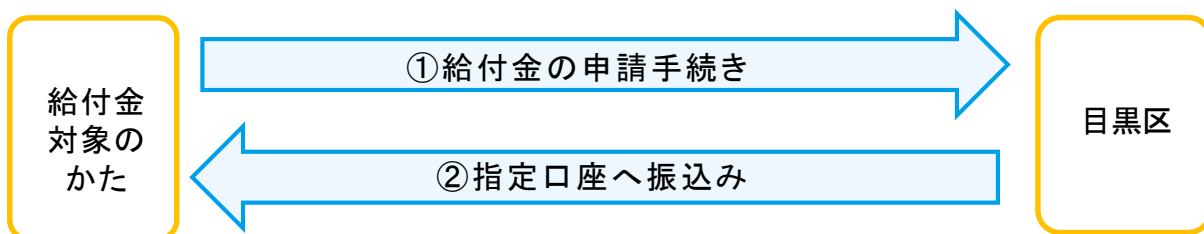
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和3年4月分の児童手当 または 特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ▶ 一部のかたには、すでに給付金が振り込まれています。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書の提出が必要です。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

Ⅱ. 上記以外のかた（例.高校生のみ養育しているかた、収入が急変したかた）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。 ※収入が急変したかたについては、3ページ目を参照してください。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当するかたに対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



- ▶ 子育て世帯生活支援特別給付金は「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外の子育て世帯分」のいずれか1回だけ受給できます。
- ▶ このご案内を受け取られた時点で「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外の子育て世帯分」を受給されている場合、再度の支給はありません。行き違いですので、ご容赦ください。